

津久見市地域防災計画

(事故等災害対策編)

津久見市防災会議

目 次

第1部 総 則

(地震・津波対策編参照)

第2部 災害対策 1

第1章 原子力災害対策 1

第1節 各機関の処理すべき事務又は業務 1

第2節 被害想定 4

第3節 原子力発電所事故事前対策 6

第4節 原子力発電所事故応急対策 10

第5節 原子力災害中長期対策 21

第2章 その他の災害対策 22

第1節 海上災害・航空災害対策 22

第2節 消防活動 25

第3節 集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策 26

第4節 不発弾処理対策 27

第2部 災害対策

第1章 原子力災害対策

この章の「原子力災害対策」は、近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、市民の安全・安心を確保するため関係機関の実施すべき施策を規定する。

本市における原子力防災の基本的事項を定めるもので、各関係機関はこれに基づき実施要領などを定め、具体的に対策を推進していく。

第1節 各機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- ア 放射性物質監視体制の整備
- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ウ 初動体制の充実
- エ ヘリコプター受援体制の充実強化
- オ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- カ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- キ 情報の収集・連絡
- ク 活動体制等の確立
- ケ 屋内退避・一時移転体制の構築
- コ 緊急輸送活動の支援及び調整
- サ 救助・救急活動に係る応援要請等
- シ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等
- ス 県外避難者の受入体制の構築
- セ 食品検査体制の整備
- ソ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- ア 情報の収集・連絡体制の強化
- イ 初動体制の充実
- ウ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- エ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- オ 活動体制等の確立
- カ 災害の拡大防止活動の実施
- キ 緊急輸送のための交通の確保

- ク 交通規制措置の実施
- ケ 救助活動の実施
- コ 犯罪予防等社会秩序の維持
- サ 広報活動の実施

2 津久見市

(1) 津久見市

- ア 情報の収集・連絡体制の強化
- イ 初動体制の充実
- ウ 防災行政無線の習熟
- エ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- オ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- カ 活動体制等の確立
- キ 警戒区域の設定
- ク 屋内退避・避難体制の構築
- ケ 災害の拡大防止活動の実施
- コ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整
- サ 広報活動の実施
- シ 住民の避難等の指示及び避難所の設置・運営
- ス ヘリコプター受援体制の充実強化

(2) 消防本部

- ア 情報の収集・連絡体制の強化
- イ 初動体制の充実
- ウ 防災行政無線の習熟
- エ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- オ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- カ 救助・救急活動の実施
- キ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- ア 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- イ 災害時における船舶退避及び立入制限の措置
- ウ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- エ 海上における救助・救急活動の支援
- オ 緊急時、海上モニタリングの支援

- (2) 大分地方気象台
 - ア 気象情報の収集・分析、提供
 - イ 広報活動の実施

4 自衛隊

- ア 情報の収集・連絡体制の強化
- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ウ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 日本赤十字社（大分県支部）
 - ア 情報の収集・連絡体制の強化
 - イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ウ 救護班の派遣命令等
 - エ 救援物資の配布等
 - オ 関係団体への啓発
- (2) 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会
 - ア 情報の収集・連絡体制の強化
 - イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
 - ウ 医療救護活動（避難退域時検査含む）実施への協力
 - エ 医療従事者への啓発

第2節 被害想定

この章の「原子力災害対策」の基礎とすべき災害は、近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。

1 本県周辺地域に立地する原子力発電所

(対象となる原子力発電所)

令和4年4月1日現在

発電所名	伊方発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3		
距離	約 45 k m		
設置番号	1号機	2号機	3号機
運転開始	S 52. 9	S 57. 3	H6. 12
備考	H28. 5 運転終了	H30. 5 運転終了	運転中

発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112- 1			
距離	約 100 k m			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S 50. 10	S 56. 3	H6. 3	H9. 7
備考	H27. 4 運転終了	H31. 4 運転終了	運転中	運転中

発電所名	川内原子力発電所	
事業者名	九州電力株式会社	
所在地	鹿児島県薩摩川内市	
距離	約 155 k m	
設置番号	1号機	2号機
運転開始	S 59. 7	S 60. 11
備考	運転中	運転中

2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成24年10月31日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」

という。)の範囲として、原子力施設からおおむね半径5 kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)及び原子力施設からおおむね30 kmを目安とする緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)が示された。

津久見市は、最寄りの原子力発電所(伊方発電所)から無垢島までの距離が48 kmあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、津久見市も対策の在り方や手順を検討していく。

3 広域避難者の受入れの考え方

原子力災害における広域避難者受入れは、「愛媛県からの避難者の受入れについて」(大分県)に基づく。

(1) 受入避難者数

大分県への愛媛県からの広域避難者は、伊方町UPZ圏内の住民の6割(訳3,300人)を想定している。

津久見市への避難者数は、51名を想定する。

(2) 船舶の寄港先

船舶の寄港先は、津久見港、佐賀関港、別府港、臼杵港とする。

第3節 原子力発電所事故事前対策

本節については、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 立地県、原子力事業者等との連携（大分県）

県は、原子力災害発生時に迅速な対応を実施するため、平時から立地県及び原子力事業者と連携を確保し、情報の収集・連絡体制を整備するとともに、県内市町村、消防本部等防災関係機関と情報共有するため情報連絡体制の充実を図る。

また、情報の収集と連絡に関する要領（情報の内容とその手段等）を定め、防災関係機関等に周知する。

(2) 専門家との連携（大分県）

県は、放射性物質、原子力防災等に精通する専門家との連携を密にし、平時から本県における原子力防災に関する助言を受けられるよう努める。

(3) 事前情報の分析・整理

県及び市は、防災関係機関及び国、立地県、原子力事業者と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると共に、適切に管理する。

○ 整理すべき資料の例

- ア 人口、世帯数（原発施設との距離別、方位別、要配慮者の概要、季節的な人口移動に関する資料等）
- イ 一般道路、高速道路、鉄道、空港及び港湾等交通手段に関する資料
- ウ 避難所及び屋内避難に適するコンクリート建物に関する資料
- エ 配慮すべき施設（幼稚園、学校、病院、老人福祉施設等の資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む）
- オ 周辺地域の気象資料
- カ 平常時環境放射線モニタリング資料
- キ 水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ク 防護資機材の備蓄状況等

2 モニタリング体制の整備

緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。

なお、原子力災害等の万が一の事態が発生し、放射性物質の飛散が懸念される場合には、市内で独自の測定を実施する。

(1) 環境放射線モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努める。

県内におけるモニタリングポスト設置状況は次のとおりであり、測定値は、リアルタイムで平常時から自動的にWebに表示されている。

ア 大分市立佐賀関小学校 (大分市大字佐賀関 1104 番地)

イ 大分県立国東高等学校 (国東市国東町鶴川 1974)

ウ 大分県立佐伯豊南高等学校 (佐伯市鶴望 2851-1)

エ 大分県日田総合庁舎 (日田市城町 1-1-10)

オ 衛生環境研究センター (大分市高江西 2 丁目 8 番)

また、今後示される原子力災害対策指針の検討結果と隣接県の設置状況を踏まえて、配置状況を含め、その整備のあり方等が検討される。

(2) 緊急時モニタリング実施体制の整備

ア 県は、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針等に基づき緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するため、必要な設備、機器の整備に努めると共に必要な要員及びその役割等の実施要領をあらかじめ定める。また、食品の安全性を確認するため、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠として、食品の放射性物質検査の実施要領をあらかじめ定める。

イ 県は、モニタリング要員の育成と技術の習熟を図るとともに、専門機関等との連携により緊急時モニタリングが迅速に実施できる体制を確保する。

3 住民の屋内退避・避難体制の整備

(1) 屋内退避・避難体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

県は、市町村の区域を越えた避難については、市町村間の調整等必要な支援を行う。また、県は、原子力災害により立地県から本県への住民避難も想定されることから、立地県等と調整の上、受入れ体制を構築していく。

(2) 避難所等の確保・整備

市は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を

防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人々との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(3) 住民等への情報伝達・周知体制

ア 県は、ホームページや報道機関の協力を得たテレビ、ラジオ等の広報媒体の活用による住民への広報体制の整備を行う。

イ 市は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保する。

4 医療及び健康相談体制の整備（大分県）

住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するため、健康相談体制及び初期原子力災害医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。

(1) 県及び市は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得て避難退域時検査及び簡易除染の実施及び健康相談の実施の体制整備に努める。

(2) 県及び市は、国や立地県、原子力事業者等から整備すべき資機材の情報提供を受け、関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努める。また、原子力災害医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努める。

また、被ばく医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努める。

(3) 大分県の安定ヨウ素剤の備蓄状況（令和3年4月1日現在）は、次のとおり。
丸剤 20,000丸（大人:10,000人分）

粉末剤 500g 1本（大人:5,000名分）（大人の服用換算）25g（小児用）20本

(3) 医療機関は、原子力災害医療の実施に必要な要員及び医薬品等資機材の整備、提供に協力する。

(4) 県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため住民用の安定ヨウ素剤を備蓄する。加えて乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の調製に必要な調剤用機材等の資機材等を整備する。

また、県及び市は、今後示される原子力規制委員会の指針を踏まえ、国の指示があった場合に、住民等が迅速かつ適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、あらかじめ配布・服用の体制の構築に努める。

5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発（大分県）

県は、国、立地県、市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施するとともに、市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発に関し、必

要な助言等を行う。

- ア 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。
- イ 原子力災害とその特性に関すること。
- ウ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- オ 緊急時に国、立地県、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- カ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。
- キ その他原子力防災に関すること。

6 原子力防災に関する研修及び訓練

県は、防災業務に従事する関係機関の職員に対する研修を実施するとともに、市町村、防災関係機関及び立地県と連携して、原子力防災に関する訓練を実施する。

第4節 原子力発電所事故応急対策

本節については、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定める。

1 情報の収集・連絡活動（大分県）

（1）緊急事態通報後の情報の収集、連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、原子力施設の周辺に放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国や立地県等に速やかに緊急事態の通報を行うことになっている。

緊急事態区分	事態の内容
警戒事態	立地県において震度6弱以上の地震、大津波警報が発令等
施設敷地緊急事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材の漏洩・給水機能の喪失 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失（30分以上） ・原子炉冷却機能の喪失等
原子力緊急事態発出後	原災法第15条に基づき通報を要する事態 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知 ・敷地境界の空間放射線量率が$5\mu\text{Sv/h}$が10分以上継続等

県は、立地県との通報・連絡体制等に基づき、原子力発電所事故等の通報・連絡を受けた時は、別図の通報連絡システムにより、速やかに市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行い、相互の連携を密にし、対応に備える。

なお、立地県等と相互の連絡を密にし、通報以降も環境放射線モニタリング情報、事故情報、避難状況、医療活動等の応急対策活動の状況等について、継続的に情報収集を行う。

（2）立地県への職員の派遣（大分県）

県は、国から原子力緊急事態宣言が出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、必要に応じて県災害対策本部の職員を派遣し、情報収集に努める。

2 住民等への情報伝達

(1) 住民等への情報伝達活動

県及び市は、放射性物質の影響が五感に感じられないという原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。

- a 情報伝達等に当たっては、住民のニーズを十分に把握し住民に役立つ正確かつきめ細やかな対応を心掛ける。

なお、その際、民心の安定及び災害時要援護者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行う。

- b 公表内容や時期については、立地県及び原子力災害合同対策協議会と連絡を密にし、協議のうえ県内の防災関係機関と相互に連携を図り実施する。

(2) 情報伝達の内容

ア 事故、災害等の概況

イ 災害応急対策の状況（県及び市町村が講じている施策の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限の状況等）

ウ 災害対策本部等の設置

エ 災害応急対策において住民が実施すべき事項

オ 不安解消のための住民への呼びかけ

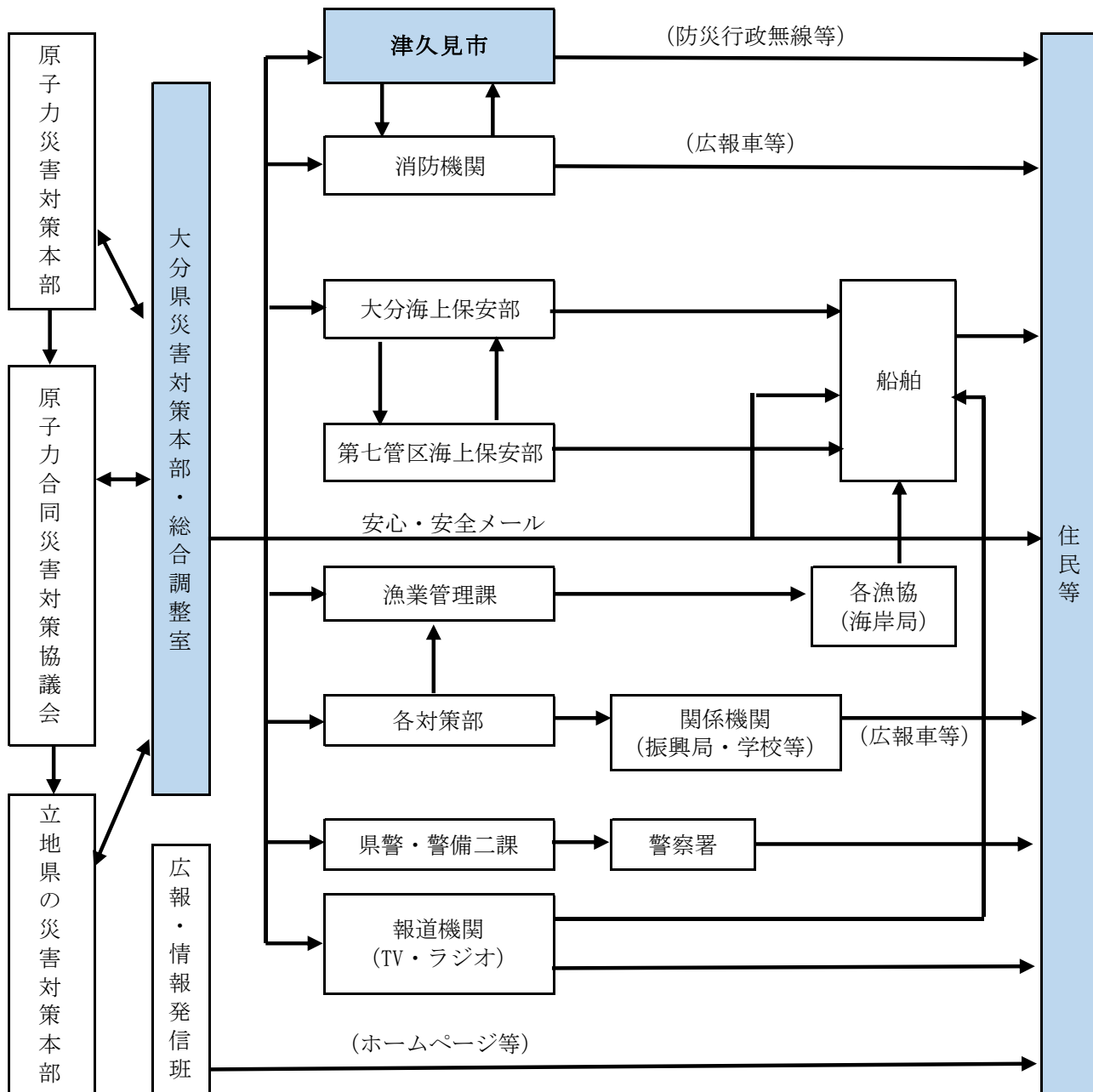
カ 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

(3) 情報伝達系統・伝達手段

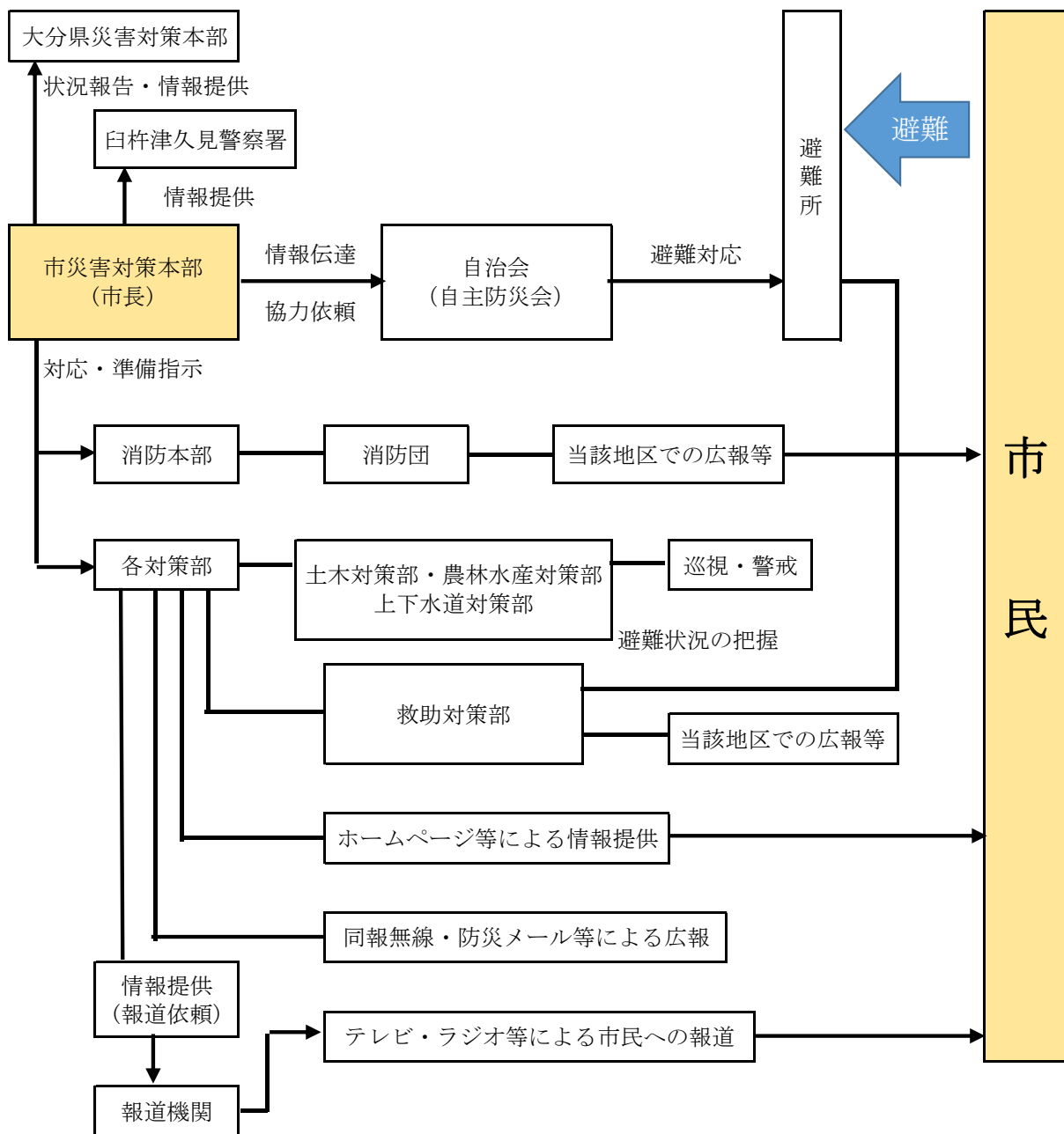
原子力災害時における住民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。

また、情報伝達にあたっては、ホームページ、防災情報提供メール（県民安全・安心メール含む）、SNS、広報車、同報無線、広報誌等の伝達手段のほか放送事業社、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て実施する。

(住民への情報伝達系統図)



津久見市の情報伝達系統図



(4) 住民の問い合わせ窓口の設置

県は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消と拡大防止のため、市町村及び防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討する。

なお、放射性物資が放出されその拡散の影響が大分県に及んだ場合、又は、そのおそれのある場合は、健康相談を含む住民相談窓口又は総合相談窓口を設置する。

3 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、警戒事態発生（災害対策連絡室設置）後は、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに、県災害対策本部の設置等の基準に準じ、職員の県災害対策本部への派遣等必要な体制を確保する。

(2) 県の活動体制

ア 災害対策本部等

県は、地区災害対策本部の設置基準に基づき、「災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部」を設置する。また、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小することができる。

なお、原子力災害発生時の特有の応急対策業務として、放射性物質拡散の県内への環境影響を評価するための環境放射線モニタリング、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用や避難

退域時検査等の原子力災害医療及び飲食物の検査等の防護措置を実施する必要がある。

このため、災害対策本部の総合調整室において、関係情報の収集と伝達及び住民からの問合せ対応、防護措置実施の総合調整を行うとともに、環境保全課、食品安全・衛生課、防災危機管理室等必要に応じた関係課職員から成る「原子力災害対策班」を設置し、環境放射線モニタリングの指揮及び測定結果のとりまとめと評価等を行う。

体制区分	設置基準	体制の概要
災害対策連絡室	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。 (警戒事態発生時)	・情報収集及び応急対策の準備を行う体制。
災害警戒本部	①近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ②その他、特に必要と認めるとき。 (施設敷地内緊急事態発生時)	・災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制。
災害対策本部	①近隣県における原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ②その他、特に必要と認めるとき。 (全面緊急事態発生時)	・災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制。

また、放射線防護の措置等を行うため、次の組織を編成する。

【モニタリングチーム】

原子力災害対策班は、その指示により空間放射線量率等を測定、分析するため、環境保全課、保健所、衛生環境研究センター、市町村職員等で構成するモニタリングチームを組織する。

【医療チーム】

安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の指示が出された場合、安定ヨウ素剤の配布・服用のため、福祉保健医療部福祉保健医療班において医療チームを組織する。

【検査チーム、簡易除染チーム】

一時移転の指示が出された区域から避難する住民への避難退域時検査、除染を行うため、祉保健医療部福祉保健衛生班において検査チーム、簡易除染チーム（検査担当、除染担当）を組織する。

イ 地区災害対策本部の設置

災害対策本部が設置されたときには、地震津波対策編及び風水害対策編に準じて、地区災害対策本部を設置する。ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。

4 緊急時環境モニタリングの実施

原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ（概ね30km）圏域内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。

県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境放射線モニタリング実施要領に従い、環境放射線モニタリングを実施する。

市は、その実施に協力する。

（1）警戒事態・施設敷地内緊急事態発生の場合（災害対策連絡室・災害警戒対策の体制時）

県は、原子力発電所での警戒事態・施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、平時から実施している空間放射線量率の測定について、モニタリングポストで積極的な情報収集に努める。

（2）全面緊急事態後の対応（災害対策本部の体制時）

県は、近隣県の原子力発電所で全面緊急事態が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがある場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、あらかじめ定めた実施要領に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

また、県は、国及び立地県による緊急時モニタリングの結果（空間放射線量率）及びその評価に関する情報を収集し、その内容を市町村、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ連絡する。

なお、原子力災害等の万が一の事態が発生し、放射性物質の飛散が懸念される

場合には、市内で独自の測定を実施する。

ア 空間放射線量率の測定

屋内退避・一時移転及び飲食物・地域産品の摂取制限等の防護措置の実施を早期に判断するための指標として、空間放射線量率を測定する。

測定に際しては、国（原子力規制庁）と協議のうえ、県内5箇所のモニタリングポストに加え、あらかじめ定めた実施要領に基づき必要に応じて測定地点を追加し、測定を実施する。

イ 環境試料の測定

大気浮遊じん等の環境試料中の人工放射性核種について測定を実施する。

5 屋内退避等の防護活動

県及び市は、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

(1) 屋内退避の要請

ア 原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県及び市は、屋内退避のための注意喚起を行う。

イ 県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、市町村に対して、指示のあった区域内の住民等へ屋内退避等の指示を行うよう要請する。

(2) 屋内退避、避難指示

市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの指示を行う。

(3) 屋内退避及び避難の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難に関する指標は、次のとおり。

(屋内退避及び避難に関する指標)

基準値※	基準の概要	避難等の概要
500 μ Sv/h	地上1 mでの空間放射線量率	住民を数時間を目途に区域を特定し避難等を実施。（避難が困難な者についての一時屋内退避を含む）
20 μ Sv/h	地上1 mでの空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。併せて、1日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

(4) 屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、市のほか県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施する。市は、退避等措置を住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

(5) 避難所の開設及び運営

市は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図る。

県は、市町村に対して必要な支援を行うとともに、市町村の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、関係市町村間の調整を行う。

(6) 要配慮者等への配慮

県及び市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

(7) 立地県等からの避難者の受入れ（大分県）

県は、立地県等から避難者の受入れの要請があった場合、大分県原子力災害対策実施要領に基づき、市町村と連携して受入れを行う。

6 健康相談及び医療救護活動の実施

県及び市は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

(1) 健康相談及び医療救護活動

県及び市は、国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保する。

また、避難基準に基づき避難した避難者等に対して、関係機関の協力を得て避難退域時検査を実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施する。

(除染を講じるための基準)

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染
	β線:13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	

(2) 総合相談窓口の設置

県及び市は、住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応する。

(3) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

安定ヨウ素剤の配布及び服用について、県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤投与指示があった場合に、市町村と連携し、あらかじめ定めた配布計画に基づき、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずる。

ア 服用のための準備

県は、原子力発電所が「施設敷地緊急事態」の状況に至った場合には、速やかに安定ヨウ素剤の配布及び服用ができるための準備を行う。

安定ヨウ素剤の避難所等への搬送は県が行う。この場合、緊急を要する場合は、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等により搬送を行う。

イ 服用の決定

県の災害対策本部長は、国の指導・助言又は指示に基づき、住民及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤配布及びの服用を決定し、市町村に指示するとともに関係機関に連絡する。なお、服用の決定にあたっては、防護対策の実効性を高めるため屋内退避、一時移転についても留意するなど、総合的な検討を行う。

ウ 安定ヨウ素剤の配布

市は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示があった場合は、保健所及び関係団体の協力を得て、住民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示する。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。安定ヨウ素剤の配布にあたっては、対象者に対して服用方法、注意事項等を記載したパンフレット等を添付のうえ説明を行う。

エ 安定ヨウ素剤の服用

(ア) 服用者

原則として服用不適切者、慎重投与対象者及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。

また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

(イ) 服用回数

服用回数は、副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

(ウ) 服用量及び服用方法

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸 1丸 50 mg	ヨウ化カリウム 液剤(1ml 16.3 mg)
新生児	16.3 mg		1ml

生後1ヶ月以上3歳未満	32.5 mg		2ml
3歳以上13歳未満	50 mg	1丸	3ml
13歳以上	100 mg	2丸	6ml

(注1) 液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものをを用いる。

7 飲料水、飲食物の摂取制限等（大分県）

(1) 飲食物に係るスクリーニング実施区域の特定

県は、原子力災害が発生し放射性物質の放出後、国からの放射性物質による汚染状況の調査の指導・助言及び指示要請を受け、緊急時モニタリング実施計画に基づき空間放射線量率を測定し、飲食物中の放射線核種濃度の測定（以下「飲食物のスクリーニング」という。）を行うべき区域を特定する。

【飲食物に係るスクリーニングの実施基準】

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物のスクリーニングを実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	原子力緊急事態発出後、原子力災害対策指針を踏まえ数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を原子力規制委員会が特定

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

(2) 飲食物の出荷制限、摂取制限等

飲食物のスクリーニングを実施すべき区域内において、飲食物の放射線濃度測定を行った結果、飲料水・飲食物の放射性物質による汚染度が、次に示す原子力災害対策指針の指標を超えるものは、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

(飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標)

対 象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131 放射能濃度)
飲料水	300Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）	2,000Bq/kg 以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/kg 以上

穀類	
肉・卵・魚その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	10Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	100Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

(3) 地域生産物（農産物）の摂取制限

県は、環境放射線モニタリングの結果を受け、空間放射線量が原子力災害対策指針の示す指標等を超えた場合は、国との協議に基づき、地域生産物の摂取制限のため、速やかに区域を特定し市町村や関係団体等を通じて生産者等へ出荷の自粛を要請する。

併せて、報道機関への報道要請、県ホームページへの記載など、様々な手段を使って住民に対して広く周知する。

基準値※	基準の概要	避難等の概要
20 μ Sv/h	地上1mでの空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。併せて、1日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。

※ 緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

第5節 原子力災害中長期対策

原子力発電所事故の特殊性に鑑み、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について、以下に掲げる事項を定める。

1 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物・地域生産物（農産物）の出荷制限、摂取制限等の制限措置の解除を関係機関に指示する。

2 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表する。その後、平常時の環境放射線モニタリング体制に移行する。

3 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

第2章 その他の災害対策

第1節 海上災害・航空災害対策

市内において、海上における船舶の座礁、接触、沈没等による災害及び、これらの災害による大量の流出油事故等の海上災害及び航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、県、国及び防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 災害予防計画

(1) 情報通信手段の整備

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- イ 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

(2) 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

2 災害応急対策計画

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

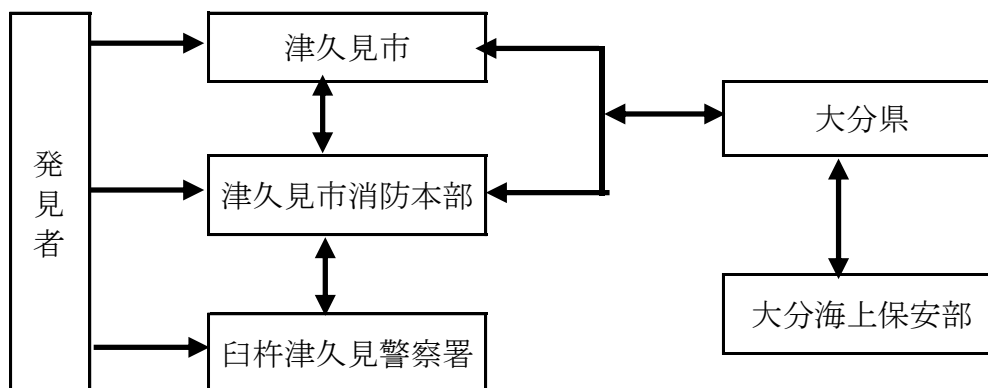
(2) 情報通信の実施

海上災害又は航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

3 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、地震・津波対策編及び風水害等災害対策編第3部第2章第16節「広報活動、災害記録活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 海上災害、航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 海上災害、航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 海上輸送又は航空輸送の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

4 応急活動体制の確立

海上災害又は航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、地震・津波対策編及び風水害等災害対策編第3部第2章第1節「組織」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

5 救助、救急活動

海上災害、航空災害時における救助・救急活動については、風水害等災害対策編第3

部第3章第6節「救出救助」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

6 医療救護活動

海上災害、航空災害時における医療救護活動については、地震・津波対策編及び風水害等災害対策編 第3部第4章第6節「医療活動」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

地震・津波対策編及び風水害等災害対策編 第3部第4章第9節「行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制の実施

地震・津波対策編及び風水害等災害対策編 第3部第2章第16節「交通確保・輸送対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

9 自衛隊派遣要請

海上災害、航空災害時における、自衛隊派遣要請については、地震・津波対策編及び風水害等災害対策編 第3部第2章第9節「自衛隊の災害派遣要請の確立」の定めるところにより、実施する。

10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、地震・津波対策編及び風水害等災害対策編 第3部第2章第7節「広域的な応援要請」に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

第2節 消防活動

(風水害等対策編 第3部第3章第6節の「消防活動」を除く)

1 大規模な林野火災に対応する空中消火対策

大規模な林野火災が発生し又は大規模となるおそれのある場合、市長は、県知事に空中消火活動の要請を行う。

要請を受けた県知事は、大分県防災航空隊に指示するとともに、陸上自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、薬剤の輸送並びに要員の派遣等の要請を行う。

津久見市消防本部及び市消防団は、あらかじめ定められた所により、地上において空中消火活動を支援する。

2 災害時の危険物保安対策

(1) 製造所等の保安対策の確立

ア 災害時においては、特に製造所等の設置者等に対し、次の措置をとるよう指導体制を強化する。

- (ア) 危険物の漏洩及び放置の防止
- (イ) 製造所等の清掃並びに整理、整頓の励行
- (ウ) 消火及び警報設備の現況確認（初期消火体制の確立）
- (エ) 所内の通報、連絡体制の確立
- (オ) 危険物の撤去（搬出）及び保安防御体制の確立
- (カ) 消防機関及び関係機関との連絡体制の強化
- (キ) 化学消火設備（器具）及び消火薬剤の重点配備

イ 大規模な製造所等の設備者に対しては前(1)のほか、以下の対策を講じる。

- (ア) 危険物主要製造所の存する地域の危険区域の設定
- (イ) 危険区域の保安体制（関係機関との連携を密にし、別途対策を講じる。）
- (ウ) 自衛消防組織の整備確立
- (エ) 防火管理組織の強化
- (オ) 予備化学消火設備（器具）の整備と消火薬剤の重点的配備

(2) 危険物保有指導体制

- ア 標識及び掲示板の掲示の確認
- イ 危険物製造所等の許可施設外での貯蔵及び取扱いの禁止
- ウ 届出に係る数量及び品名以外の貯蔵取扱いの禁止
- エ 指定された容器以外に収納し、貯蔵することの禁止

第3節 集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策

市内に突発的に発生した大規模な事故により傷病者が集団的に発生した場合の医療救護については、当面次により関係機関が必要な措置をとる。

- 1 災害の発生を知った防災関係機関は、直ちにその内容を臼杵津久見警察署及び市に通報する。通報を受けた市は、保健所、医師会、日本赤十字社大分県支部に通報し、その他の関係機関相互の通報及び伝達は、地震・津波対策編及び風水害等災害対策編 第3部第3部第2章第5節「災害情報、被害情報の収集、伝達」の定めるところによる。
- 2 1により通報を受けた機関は、自発的にかつ速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動する。
この場合、必要な医薬品及び衛生用機材は、県（保健所、県中部振興局）、市及び日本赤十字社大分県支部が協議の上調達する。
- 3 市、県（保健所、県中部振興局）、医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関は、直ちに対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。対策本部の総括責任者は、津久見市長とする。
- 4 対策本部の総括責任者である津久見市長は、傷病者が多数にのぼり対応が困難と判断した場合は、他の関係機関に応援を求める。
応援を受けた機関は、速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動する。
- 5 医療救護に要する経費は、事故の規模、事故の状態に応じて関係機関が協議の上負担する。
- 6 災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れ
災害派遣医療チーム（DMAT）、日本赤十字社大分県支部、医療救護班及び災害支援ナースの受入れは、災害対策本部救急医療対策班により受入れ、被災地内での大規模な避難収容所を活動拠点とし現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。救急医療活動の詳細は風水害等災害対策編 第3部第3章第7節「救急医療活動」に準ずる。

第4節 不発弾処理対策

本節は、市内で不発弾等の爆発物が発見された場合、地域住民等への被害を防止するため、又は被害を最小限に止めるため以下の対策を講ずる。

1 基本方針

市内で不発弾等の爆発物が発見された場合、地域住民の身体、生命、財産を守ることを最優先とし、市及び防災関係機関は迅速・的確に対処するための活動組織を確立し、自衛隊による処理を安全にかつ迅速に行う。

2 発見時の措置

- (1) 立入禁止区域を指定し縄等で囲いを作り、危険であることの立看板を立てる。
- (2) 付近住民に対して広報車等で広報活動を行い、周知徹底を図る。
- (3) 臼杵津久見警察署及び海上保安部に通報し、陸上自衛隊別府駐屯地を通じ、西部方面後方支援隊第104不発弾処理隊派遣要請を行う。
- (4) 津久見市防災会議を開催し、今後の措置を協議する。

3 各防災関係機関の措置

- (1) 市の措置
 - ア 現地立入禁止の措置
 - イ 付近住民に対する広報活動
 - ウ 津久見市防災会議の開催（関係機関を交えた対策会議）
 - エ 不発弾処理の計画立案等
 - オ 現地災害対策本部の設置
 - カ 避難指示発令
 - キ 避難所の設営
 - ク 交通規制
 - ケ 処理終了に伴う広報活動
 - コ 処理記録活動
 - サ 各防災機関との連絡調整事務
 - シ 土のうの製造及び運搬（消防団）
 - ス 自衛隊の指導による防護物の製造（消防団）
 - セ 避難誘導・避難確認及び避難解除広報（消防団）
- (2) 臼杵津久見警察署
 - ア 陸上自衛隊別府駐屯地を經由して西部方面後方支援隊第104不発弾処理隊の派遣要請

- イ 避難指示区域周辺の交通規制及び解除
- ウ 避難誘導・避難確認及び避難解除広報
- エ 避難指示区域の警備及び防犯
- (3) 津久見消防署
 - ア 避難誘導・避難確認及び避難解除広報
 - イ 急病人等の救急車による搬送
 - ウ 事故発生等（不発弾爆発等）に備え消防車などの待機
- (4) 陸上自衛隊（西部方面後方支援隊第104 不発弾処理隊）
不発弾処理業務全般及び運搬
- (5) 大分県（生活環境部消防保安室）
防災行政の連絡調整
- (6) 九州電力株式会社（佐伯、三重各営業所）
事故発生時（不発弾爆発等）の応急対策及び電力復旧作業
- (7) 西日本電信電話（株）各サービスセンター
事故発生時（不発弾爆発等）の応急対策及び電話回線復旧作業
- (8) 市上下水道課
事故発生時（不発弾爆発等）の応急対策及び上下水道復旧作業
- (9) 津久見市医師会
 - ア 避難指示区域内の病院入院者の措置
 - イ 急病人等に対する措置
 - ウ 事故発生時（不発弾爆発等）における救急医療活動
- (10) 大分県建設業協会津久見支部
土のうの製造運搬及びその他市からの要請によるもの
- (11) 地元自治委員
地元住民への連絡広報

4 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、地震・津波対策編及び風水害等災害対策編 第3部第2章第1節「組織」に基づき設置する。

不発弾処理の特徴を充分考慮し、万全を期する。

5 避難指示

避難指示の区域は、不発弾処理地点から50 kg爆弾の場合は半径300m（爆弾の規模により異なる）以内の範囲を指定する。

風水害等災害対策編 第3部第3章第5節「避難の指示及び誘導」により実施する。

6 避難所の設営

避難所の設営は、地震・津波対策編及び風水害等災害対策編 第3部第4章第1節「避難所運営活動」に基づき設営する。

特に、避難指示区域内に病院等がある場合、軽度の入院患者が避難することを十分に考慮し万全を期すること。

7 防護物の製造

自衛隊の指導により製造する。